# 石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正（案） 新旧対照表

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| 石川県地域防災計画<br>原子力防災計画編<br><br>（令和５年修正） | 石川県地域防災計画<br>原子力防災計画編<br><br>（令和７年修正） |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
|---|---|
| **第１章　総則** | **第１章　総則** |
| 第３節　原子力災害対策指針に基づく方針<br>３　緊急事態における防護対策の基本的考え方<br>(2)緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方<br>イ　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）<br>(ア)基本的な考え方<br>（略）<br>放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。<br>これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならない。 | 第３節　原子力災害対策指針に基づく方針<br>３　緊急事態における防護対策の基本的考え方<br>(2)緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方<br>イ　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）<br>(ア)基本的な考え方<br>（略）<br>放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。<br>これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）を行い、その結果を踏まえ除染（簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）を含む。以下同じ。）を行う。また、甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）を原子力災害対策指針に定める対象者に対して実施しなければならない。 |
| 第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱<br>（略）<br>９　指定地方行政機関 | 第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱<br>（略）<br>９　指定地方行政機関 |

| 機　関　名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 中部管区警察局 | （略） |
| 北陸財務局 | １　地方公共団体に対する災害融資に関すること。<br>２　金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。<br>３　提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報提供に関すること。（平常時にお |

| 機　関　名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 中部管区警察局 | （略） |
| 北陸財務局 | １　地方公共団体に対する災害融資に関すること。<br>２　金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。<br>３　提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報提供に関すること。（平常時にお |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| | ける定期または随時の情報提供を含む。）<br>（新設） |
| 東海北陸厚生局 | （略） |

１１　指定公共機関

| 機　　関　　名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 株式会社ＮＴＴドコモ北陸支社 | 通信の確保に関すること。 |
| ＫＤＤＩ株式会社北陸総支社 | |
| ソフトバンク株式会社地域総務部（北陸） | |
| 楽天モバイル株式会社（金沢支社）） | |

１２　指定地方公共機関

| 機　　関　　名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） |

| | |
|---|---|
| | ける定期または随時の情報提供を含む。）<br>４　災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む。） |
| 東海北陸厚生局 | （略） |

１１　指定公共機関

| 機　　関　　名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 株式会社ＮＴＴドコモ北陸支社 | 通信の確保に関すること。 |
| ＫＤＤＩ株式会社北陸総支社 | |
| ソフトバンク株式会社地域総務部（北陸） | |
| 楽天モバイル株式会社（金沢支社） | |

１２　指定地方公共機関

| 機　　関　　名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 一般社団法人石川県建設業協会 | ・災害時における応急対策工事に関すること。 |
| 金沢エナジー株式会社 | ・災害時における都市ガス及びＬＰガスの安定供給の確保に関すること。 |
| 小松ガス株式会社 | ・災害時における都市ガス及びＬＰガスの安定供給の確保に関すること。 |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| 第２章　原子力災害予防計画 | 第２章　原子力災害予防計画 |
| 第２節　原子力防災体制等の整備<br>７　防災関係機関相互の連携体制の整備<br>(1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。 | 第２節　原子力防災体制等の整備<br>７　防災関係機関相互の連携体制の整備<br>(1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、内閣府、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。 |
| １３　新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下における措置<br>(1)　県及び市町は、令和2年における新型コロナ感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。<br>(2)　市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。 | １３　感染症流行下における措置<br>(1)　県及び市町は、令和2年における新型コロナ感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。<br>(2)　市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。 |
| 第３節　原子力防災知識の普及<br>２ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発<br>（略）<br>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。 | 第３節　原子力防災知識の普及<br>２ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発<br>（略）<br>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 |
| 第６節　環境放射線モニタリング体制の整備<br>（略）<br>１　モニタリング資機材等の整備<br>(1)　県は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機 | 第６節　環境放射線モニタリング体制の整備<br>（略）<br>１　モニタリング資機材等の整備<br>(1)　県は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機 |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| 材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。<br>ア　環境放射線監視ネットワークシステム<br>イ　環境放射線観測局<br>ウ　熱ルミネセンス線量計（以下「ＴＬＤ」という。）<br>エ　サーベイメータ等の可搬型計測用機器<br>オ　モニタリングカー<br>カ　ダストサンプラ<br>キ　ヨウ素サンプラ<br>ク　環境試料分析装置<br>ケ　その他モニタリングに必要な資機材 | 材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。<br>ア　環境放射線監視ネットワークシステム<br>イ　環境放射線観測局<br>（削除）<br>ウ　サーベイメータ等の可搬型計測用機器<br>エ　走行サーベイシステム用車載装置<br>オ　ダストモニタ・大気モニタ<br>カ　ヨウ素モニタ・ヨウ素サンプラ<br>キ　環境試料分析装置<br>ク　その他モニタリングに必要な資機材 |
| (2)　北陸電力は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。<br>ア　敷地境界モニタリングポスト<br>イ　排気筒モニタ<br>ウ　ＴＬＤ<br>エ　サーベイメータ等の可搬型計測用機器<br>オ　モニタリングカー<br>カ　ダストサンプラ<br>キ　ヨウ素サンプラ<br>ク　その他モニタリングに必要な資機材 | (2)　北陸電力は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。<br>ア　敷地境界モニタリングポスト<br>イ　排気筒モニタ<br>（削除）<br>ウ　サーベイメータ等の可搬型計測用機器<br>エ　モニタリングカー<br>オ　ダストサンプラ<br>カ　ヨウ素サンプラ<br>キ　その他モニタリングに必要な資機材 |
| (3)　県は、原子力規制委員会、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構及び電力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。 | (3)　県は、原子力規制委員会、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構及び原子力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。 |
| ４　緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム等の整備<br>（略） | ４　放射線モニタリング情報共有・公表システム等の整備<br>（略） |
| 第８節　原子力災害医療体制の整備<br>１　原子力災害医療体制の整備<br>(6) 県は、国、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関係する者に対し | 第８節　原子力災害医療体制の整備<br>１　原子力災害医療体制の整備<br>(6) 県は、国、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、県が整備する原子力災害医療体制の下 |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| て、複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した研修・訓練を実施する。 | で原子力災害医療に携わる者に対して、複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した研修・訓練を実施する。 |
| 3　安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等<br>(1) ＰＡＺ内における事前配布<br>（略）<br>また、県及び志賀町は、互いに連携し、（以下略） | 3　安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等<br>(1) ＰＡＺ内における事前配布<br>（略）<br>また、県及び志賀町は、関係機関と連携し、（以下略） |
| (2) ＰＡＺ外における備蓄等<br>（略）<br>また、県及び市町は、互いに連携し、（以下略）<br>（新設） | (2) ＰＡＺ外における備蓄等<br>（略）<br>また、県及び市町は、関係機関と連携し、（以下略）<br>(3) 服用効果等の周知の徹底<br>県及び関係市町は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用効果等について平常時から住民等へ周知徹底に努める。 |
| 5 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備<br>(1) 県は、原子力災害医療・総合支援センター及び他立地道府県等の原子力災害拠点病院が保有する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。<br>(2) 県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チームの派遣及び受入体制の整備・維持を図るものとする。<br>（新設） | 5 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備<br>(1) 県は、原子力災害医療・総合支援センター及び他立地道府県等の原子力災害拠点病院が保有する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。<br>(2) 県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チームの派遣及び受入体制の整備・維持を図るものとする。<br>(3) 県は、原子力災害医療調整官が県の災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、国の指定する協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員の派遣要請、派遣先の決定、受入等に当たる体制を構築しておくものとする。 |
| (3) 県及び関係医療機関は、原子力災害医療に関する研修等の充実・強化に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、原子力災害医療の専門家の養成に努める。 | (4) 県及び関係医療機関は、原子力災害医療に関する研修等の充実・強化に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、原子力災害医療の専門家の養成に努める。 |
| 6　原子力災害時の個人の被ばく線量評価体制の整備<br>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、原子力災 | 6　原子力災害時の個人の被ばく線量評価体制の整備<br>県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病 |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| 害時に個人の被ばく線量の評価・推定を行えるよう必要な体制を整備するものとする。 | 院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、原子力災害時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう必要な資機材（ＮａＩ（Ｔｌ）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。 |
| 第 14 節　緊急輸送活動体制の整備<br>３　民間事業者等の活用<br>(3) 県及び関係市町は、輸送協定を締結した民間事業者の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的に行うなど、その普及を図る。 | 第 14 節　緊急輸送活動体制の整備<br>３　民間事業者等の活用<br>(3) 県及び関係市町は、輸送協定を締結した民間事業者の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。 |
| 第 16 節　防災対策資料の整備<br>１　防災対策上必要とされる資料の整備<br>（略）<br>(1) （略）<br>(2) 放射性物質又は放射線による影響に関する資料<br>ア　発電所施設に関する資料<br>イ　発電所周辺地域の気象・海象に関する資料<br>ウ　モニタリングポストの配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図<br>（以下（略））　 | 第 16 節　防災対策資料の整備<br>１　防災対策上必要とされる資料の整備<br>（略）<br>(1) （略）<br>(2) 放射性物質又は放射線による影響に関する資料<br>ア　発電所施設に関する資料<br>イ　発電所周辺地域の気象・海象に関する資料<br>ウ　モニタリングポストの配置図及び環境試料採取の候補地点図<br>（以下（略））　 |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| **第３章　原子力災害応急対策計画** | **第３章　原子力災害応急対策計画** |
| 第１節　通報連絡体制<br>１　情報収集事態発生時の通報連絡体制<br>(1) 国の通報連絡<br>原子力規制委員会は、情報収集事態（志賀町で震度５弱又は震度５強の地震の発生、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。（以下（略）） | 第１節　通報連絡体制<br>１　情報収集事態発生時の通報連絡体制<br>(1) 国の通報連絡<br>原子力規制委員会・内閣府は、情報収集事態（志賀町で震度５弱又は震度５強の地震の発生、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を設置するものとなっており、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。（以下（略）） |
| ２ 警戒事態発生時の通報連絡体制<br>（略）<br>(2) 国の通報連絡<br>原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。<br>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。 | ２ 警戒事態発生時の通報連絡体制<br>（略）<br>(2) 国の通報連絡<br>原子力規制委員会・内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当するものと判断した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）を設置するものとなっており、事故警戒本部は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。<br>また、事故警戒本部は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとなっている。 |
| ３　施設敷地緊急事態発生時の通報連絡体制<br>(2)　国の通報連絡<br>ア　原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係市町の長及び警察本部長に通報連絡を行うこととなっている。<br>イ　原子力規制委員会は、全面緊急事態に該当するときは、知事及び志賀町長に対して、災害対策本部設置、避難等の実施要請をすることとなっている。 | ３　施設敷地緊急事態発生時の通報連絡体制<br>(2) 国の通報連絡<br>原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係市町の長及び警察本部長に通報連絡を行うこととなっている。<br>（削除） |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| 第２節　初動体制の確立<br>２　県職員の動員方法<br>（略）<br> 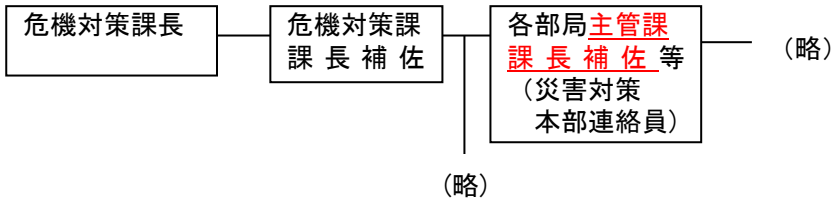 <br><br>第３節<br>４　第一次本部体制及び第二次本部体制 | 第２節　初動体制の確立<br>２　県職員の動員方法<br>（略）<br> 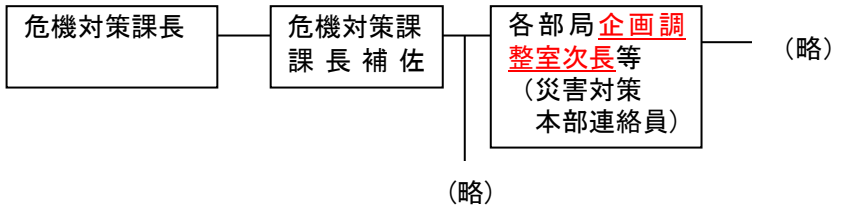 <br><br>第３節<br>４　第一次本部体制及び第二次本部体制 |

## 現　　行

(1) 県本部の組織等

ア　県本部の組織

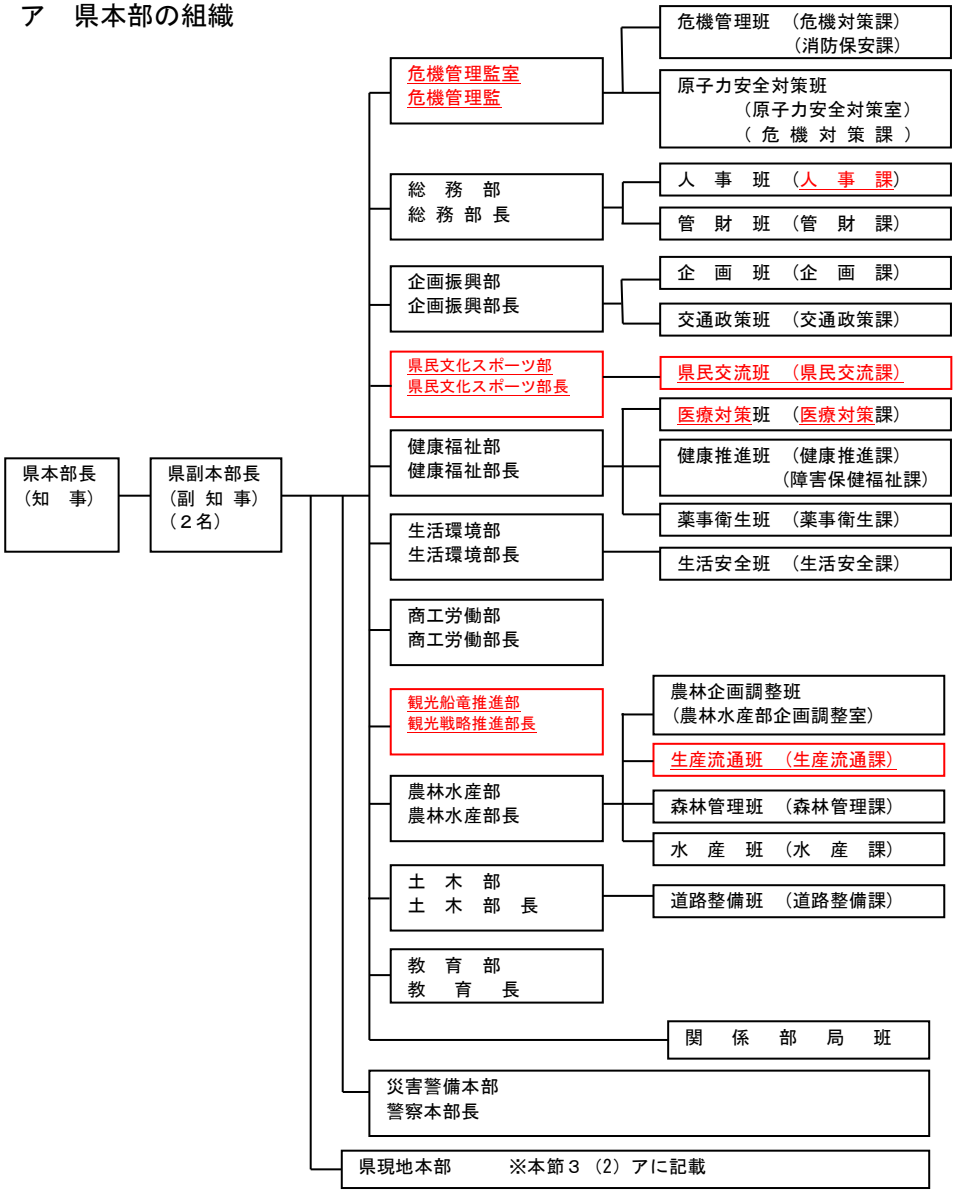


## 修　　正　　案

(1) 県本部の組織等

ア　県本部の組織

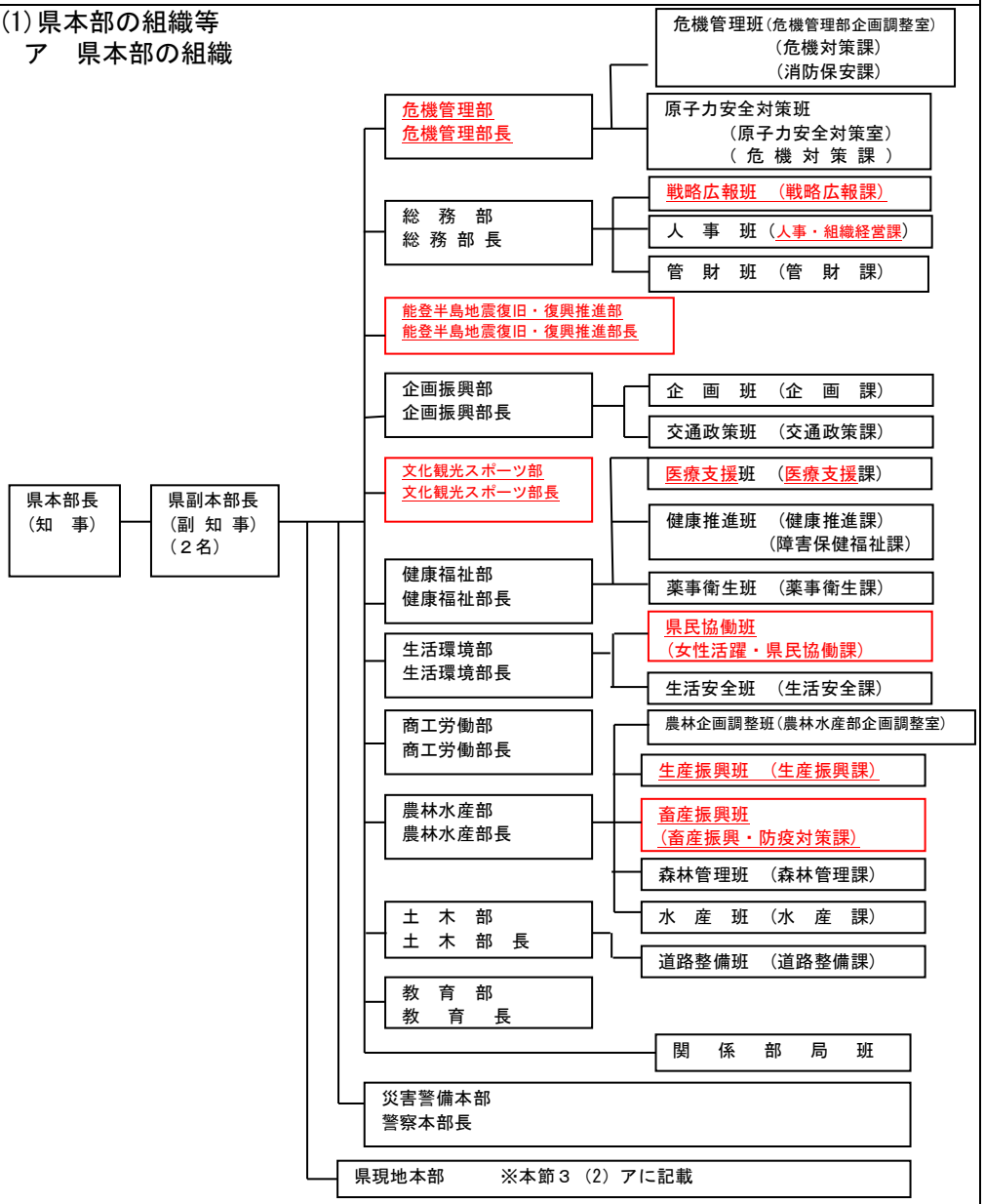

## 現　　行

ウ　県本部の班名、班長担当職及び所掌事務

| 班　　名 | 班長担当職 | |
|---|---|---|
| 危機管理班 | 危機対策課長<br>（消防保安課長） | （略） |
| 原　子　力<br>安全対策班 | 原　　子　　力<br>安 全 対 策 室 長 | 発電所の状況把握に関すること。<br>（新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 人　事　班 | 人事課長 | （略） |
| 管　財　班 | 管財課長 | （略） |
| 企　画　班 | 企画課長 | （略） |
| 交通政策班 | 交通政策課長 | （略） |
| 県民交流班 | 県民交流課長 | 1　報道機関との連絡調整に関すること。<br>2　被災者の総合相談に関すること。<br>3　ボランティア関係団体との連絡調整に関すること。 |
| 医療対策班 | 医療対策課長 | （略） |
| 健康推進班 | 健康推進課長<br>障害保健福祉課長 | （略） |
| 薬事衛生班 | 薬事衛生課長 | （略） |
| 生活安全班 | 生活安全課長 | （略） |
| 農林企画調整班 | 農林水産部企画調整室長 | （略） |
| 生産流通班 | 生産流通課長 | 1　農産物の収穫及び出荷に関すること。<br>2　畜産物の収穫及び出荷に関すること。 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 森林管理班 | 森林管理課長 | （略） |
| 水　産　課 | 水産課長 | （略） |
| 道路整備班 | 道路整備課長 | （略） |
| 教　育　部（教育委員会） | | （略） |
| 関　　係　　部　　局　　班 | | （略） |
| 警　察　部（警察本部） | | （略） |

## 修　　正　　案

ウ　県本部の班名、班長担当職及び所掌事務

| 班　　名 | 班長担当職 | |
|---|---|---|
| 危機管理班 | 危機対策課長<br>（消防保安課長） | （略） |
| 原　子　力<br>安全対策班 | 原　　子　　力<br>安 全 対 策 室 長 | 1　発電所の状況把握に関すること。<br>2　緊急時モニタリングに関すること。 |
| 戦略広報班 | 戦略広報課長 | 1　報道機関との連絡調整に関すること。<br>2　被災者の総合相談に関すること。 |
| 人　事　班 | 人事・組織経営課長 | （略） |
| 管　財　班 | 管財課長 | （略） |
| 企　画　班 | 企画課長 | （略） |
| 交通政策班 | 交通政策課長 | （略） |
| 医療支援班 | 医療支援課長 | （略） |
| 健康推進班 | 健康推進課長<br>障害保健福祉課長 | （略） |
| 薬事衛生班 | 薬事衛生課長 | （略） |
| 県民協働班 | 女性活躍・県民協働課長 | （削除）<br>（削除）<br>ボランティア関係団体との連絡調整に関すること。 |
| 生活安全班 | 生活安全課長 | （略） |
| 農林企画調整班 | 農林水産部企画調整室長 | （略） |
| 生産振興班 | 生産振興課長 | 農産物の収穫及び出荷に関すること。 |
| 畜産振興班 | 畜産振興・防疫対策課長 | 畜産物の生産及び出荷に関すること。 |
| 森林管理班 | 森林管理課長 | （略） |
| 水　産　課 | 水産課長 | （略） |
| 道路整備班 | 道路整備課長 | （略） |
| 教　育　部（教育委員会） | | （略） |
| 関　　係　　部　　局　　班 | | （略） |
| 警　察　部（警察本部） | | （略） |

## 現　　行

(2)県現地本部の組織等

ア　県現地本部の組織

県現地本部長
兼報道責任者
((兼)副知事)

県現地副本部長
((兼)危機管理監)
(中能登総合事務所長)

| 連絡調整班 | |
|---|---|
| 班　長 | （兼）危機対策課長 |
| 副班長 | 危機対策課課長補佐 |
| | 危機対策課職員<br>県民交流課職員<br>中能登総合事務所職員等<br>（新設） |

| 原子力災害医療班 | |
|---|---|
| 班　長 | 能登中部保健福祉センター次長 |
| 副班長 | 医療対策課職員 |
| | 危機対策課職員<br>健康推進課職員<br>障害保健福祉課職員<br>能登中部保健福祉ｾﾝﾀｰ職員<br>こころの健康ｾﾝﾀｰ職員等<br>（国の緊急医療派遣職員<br>日本赤十字社救護職員<br>地域医療機関職員） |

| 住民生活班 | |
|---|---|
| 班　長 | 中能登総合事務所<br>総務企画部長 |
| 副班長 | 中能登総合事務所<br>企画振興課長 |
| 班　員 | 危機対策課職員<br>薬事衛生課職員<br>農業政策課職員<br>中能登総合事務所職員<br>能登中部保健福祉ｾﾝﾀｰ職員<br>中能登農林総合事務所職員<br>中能登土木総合事務所職員<br>（新設）<br>警察本部職員　　等 |

## 修　　正　　案

(2)県現地本部の組織等

ア　県現地本部の組織

県現地本部長
兼報道責任者
((兼)副知事)

県現地副本部長
((兼)危機管理部長)
(中能登総合事務所長)

| 連絡調整班 | |
|---|---|
| 班　長 | 危機対策課担当課長 |
| 副班長 | 奥能登総合事務所<br>納税課長 |
| | 危機対策課職員<br>戦略広報課職員<br>中能登総合事務所職員<br>奥能登総合事務所職員等 |

| 原子力災害医療班 | |
|---|---|
| 班　長 | 能登中部保健福祉センター次長 |
| 副班長 | 医療支援課職員 |
| | （削除）<br>健康推進課職員<br>障害保健福祉課職員<br>能登中部保健福祉ｾﾝﾀｰ職員<br>こころの健康ｾﾝﾀｰ職員等<br>（国の緊急医療派遣職員<br>日本赤十字社救護職員<br>地域医療機関職員） |

| 住民生活班 | |
|---|---|
| 班　長 | 中能登総合事務所<br>総務企画部長 |
| 副班長 | 中能登総合事務所職員 |
| 班　員 | （削除）<br>薬事衛生課職員<br>農林水産部企画調整室職員<br>中能登総合事務所職員<br>能登中部保健福祉ｾﾝﾀｰ職員<br>中能登農林総合事務所職員<br>中能登土木総合事務所職員<br>奥能登総合事務所職員<br>警察本部職員　　等 |

## 現　　行

イ、ウ　（略）

５　県現地災害対策本部員会議

県本部長（知事）は、必要に応じ、県副本部長（県現地本部長）及び関係本部員による県現地災害対策本部員会議をオフサイトセンター内にて開催し、原子力災害対策に関する方針の協議及び事務連絡を行う。

県現地災害対策本部員会議の組織は、次のとおりとする。

| 県本部長 | 県副本部長 | 本部員 | 班長等 |
|---|---|---|---|
| （知事） | （県現地本部長）<br>（副知事） | 危機管理監 | 危機対策課長<br>原子力安全対策室長 |
| | | 総務部長 | 総務課長<br>中能登総合事務所長 |
| | | 健康福祉部長 | 医療対策課長<br>能登中部保健福祉ｾﾝﾀｰ所長<br>能登北部保健福祉ｾﾝﾀｰ所長<br>石川中央保健福祉ｾﾝﾀｰ所長<br>保健環境センター所長 |
| | | 農林水産部長 | 農業政策課長<br>中能登農林総合事務所長 |
| | | 土木部長 | 中能登土木総合事務所長 |
| | | 警察本部長 | 警察本部長が指名した者 |
| | | その他、県本部長が指名する者 | |

６　現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県本部長（知事）、関係市町の長、防災関係機関の長及び原子力防災管理者（発電所長）は、現地事故対策連絡会議に職員を派遣し、発電所に関する情報の共有、災害応急対策の調整等を行う。

なお、県本部長（知事）は、次の職員を派遣する。

ア　危機管理監室次長
イ　危機対策課課長補佐
ウ　中能登総合事務所税務課長
エ　保健環境センター環境科学部長
オ　その他県本部長（知事）が指名する者

## 修　　正　　案

イ、ウ　（略）

５　県現地災害対策本部会議

県現地本部長（副知事）は、必要に応じ、県現地災害対策本部会議をオフサイトセンター内にて開催し、原子力災害対策に関する方針の協議及び事務連絡を行う。

（削除）

６　現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県本部長（知事）、関係市町の長、防災関係機関の長及び原子力防災管理者（発電所長）は、現地事故対策連絡会議に職員を派遣し、発電所に関する情報の共有、災害応急対策の調整等を行う。

なお、県本部長（知事）は、次の職員を派遣する。

ア　奥能登総合事務所総務企画部長
イ　奥能登総合事務所企画振興課企画振興係長
ウ　中能登総合事務所税務課長
エ　保健環境センター環境科学部長
オ　中能登総合事務所企画振興課長
カ　その他県本部長（知事）が指名する者

## 現　　行

8　合同対策協議会設置後の体制

(1) 合同対策協議会への参画

県本部長(知事）又は県現地本部長は、合同対策協議会全体会議に出席し、以下に示す緊急事態応急対策の調整及び情報の共有を行う。

| 出　席　者 | 会　議　の　主　な　役　割 |
|---|---|
| 県本部長（知事）<br>又は県現地本部長<br><br>（補助員）<br>危機管理監<br>総務部長<br>健康福祉部長<br>警察本部長<br>保健環境ｾﾝﾀｰ所長<br>危機対策課長 | 次の事項について、情報の共有を行う。<br>ア　緊急時対応方針の確認<br>イ　緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有<br>ウ　モニタリング状況の報告<br>エ　プラント状況及び予測の報告<br>オ　プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ)<br>カ　県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ<br>キ　その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項 |

(2) 合同対策協議会への職員の派遣

県本部長（知事）は、合同対策協議会に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報及び住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

| 合同対策協議会派遣要員 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 総 括 班 | 副責任者 | 危機管理監室次長 | 班員 | 危機対策課職員　（1 人）<br>保健環境センター職員　(1 人) |
| 放射線班 | 副責任者 | 保健環境センター<br>環境科学部長 | 班員 | 保健環境センター職員　(1 人) |
| 医 療 班 | 副責任者 | 能登中部保健福祉センター所長<br>能登北部保健福祉センター所長<br>石川中央保健福祉センター所長 | 班員 | 医療対策課職員　（1 人）<br>能登中部保健福祉センター(1 人)<br>能登中部保健福祉センター(1 人)<br>能登中部保健福祉センター(1 人) |
| 住民安全班 | 副責任者 | (兼)中能登総合事務所長 | 班員 | 中能登総合事務所職員(2 人) |

## 修　　正　　案

8　合同対策協議会設置後の体制

(1) 合同対策協議会への参画

県本部長(知事）又は県現地本部長は、合同対策協議会全体会議に出席し、以下に示す緊急事態応急対策の調整及び情報の共有を行う。

| 出　席　者 | 会　議　の　主　な　役　割 |
|---|---|
| 県本部長（知事）<br>又は県現地本部長<br><br>（削除） | 次の事項について、情報の共有を行う。<br>ア　緊急時対応方針の確認<br>イ　緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有<br>ウ　モニタリング状況の報告<br>エ　プラント状況及び予測の報告<br>オ　プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ)<br>カ　県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ<br>キ　その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項 |

(2) 合同対策協議会への職員の派遣

県本部長（知事）は、合同対策協議会に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報及び住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

| 合同対策協議会派遣要員 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 総 括 班 | 副責任者 | 奥能登総合事務所総務企画部長 | 班員 | 奥能登総合事務所職員（1 人）<br>保健環境センター職員　(1 人) |
| 放射線班 | 副責任者 | 保健環境センター<br>環境科学部長 | 班員 | 保健環境センター職員　(1 人) |
| 医 療 班 | 副責任者 | 能登中部保健福祉センター所長<br>能登北部保健福祉センター所長<br>石川中央保健福祉センター所長 | 班員 | 医療支援課職員　（1 人）<br>能登中部保健福祉センター(1 人)<br>能登中部保健福祉センター(1 人)<br>能登中部保健福祉センター(1 人) |
| 住民安全班 | 副責任者 | 中能登総合事務所企画振興課長 | 班員 | 中能登総合事務所職員(2 人) |

| 現　　行 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 運営支援班 | 副責任者 | 中能登総合事務所<br>税務課長 | 班員 | 中能登総合事務所職員（2 人） |
| 広 報 班 | 副責任者 | 危機対策課課長補佐 | 班員 | 危機対策課職員　　（1 人） |

| 修　　正　　案 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 運営支援班 | 副責任者 | 中能登総合事務所<br>税務課長 | 班員 | 中能登総合事務所職員（3 人） |
| 広 報 班 | 副責任者 | 奥能登総合事務所<br>企画振興課企画振興係長 | 班員 | 奥能登総合事務所職員<br>（1 人） |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| 第７節　屋内退避、避難等の防護対策<br>２　防護対策の決定<br>(1)　国等の屋内退避、避難等の指示・要請<br>ウ　（略）<br>原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備（避難・一次移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。<br><br>(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の指示<br>ウ（略）<br>関係市町の長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内住民の屋内退避等の防護措置の指示を行うとともに、ＯＩＬに基づく防護措置の準備を行う。<br><br>７　避難退域時検査等の実施<br>(1) 原子力災害対策本部による指示<br>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県及び関係市町を指示するものとする<br><br>第 10 節　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達<br>２　緊急搬送の範囲<br>(2) 負傷者、避難者等<br><br>４　奥能登地域への海路、空路による交通・物流の確保<br>県は、陸上交通に支障が生じた場合には、国や関係機関、さらには民間事業者に対して、海上輸送や航空輸送による交通手段・物流手段の確保について要請を行う。<br><br>第 11 節　救助・救急、消火活動等<br>１　救助・救急活動<br>(1) 北陸電力のとる措置<br>（略）<br>また、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷 | 第７節　屋内退避、避難等の防護対策<br>２　防護対策の決定<br>(1)　国等の屋内退避、避難等の指示・要請<br>ウ　（略）<br>原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備（避難・一次移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うよう指示するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示することとなっている。<br><br>(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の指示<br>ウ（略）<br>関係市町の長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内住民の屋内退避等の防護措置の指示を行うとともに、ＯＩＬに基づく防護措置の準備を行う。<br><br>７　避難退域時検査等の実施<br>(1) 原子力災害対策本部による指示<br>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県及び関係市町を指示するものとする。<br><br>第 10 節　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達<br>２　緊急搬送の範囲<br>(2) 傷病者、避難者等<br><br>４　海路、空路による交通・物流の確保<br>県は、奥能登などの地域で陸上交通に支障が生じた場合には、国や関係機関、さらには民間事業者に対して、海上輸送や航空輸送による交通手段・物流手段の確保について要請を行う。<br><br>第 11 節　救助・救急、消火活動等<br>１　救助・救急活動<br>(1) 北陸電力のとる措置<br>（略）<br>また、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷 |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| 病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。 | 病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、傷病者に随行できない場合には、事故の状況、傷病者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。 |
| 第 12 節　原子力災害医療措置 | 第 12 節　原子力災害医療措置 |
| 1　原子力災害医療体制 | 1　原子力災害医療体制 |
| (4) 原子力災害医療班の組織及び業務 | (4) 原子力災害医療班の組織及び業務 |
| イ 原子力災害医療班の業務 | イ 原子力災害医療班の業務 |
| （略） | （略） |
| 職名 / 担当職 / 業務<br>（略） / （略） / （略）<br>副班長 / 医療対策課課長補佐 / （略） | 職名 / 担当職 / 業務<br>（略） / （略） / （略）<br>副班長 / 医療支援課課長補佐 / （略） |
| 2　原子力災害医療措置の実施 | 2　原子力災害医療措置の実施 |
| (1) 避難退域時検査及び簡易除染等 | (1) 避難退域時検査及び簡易除染等 |
| 原子力災害医療班長の指揮の下、国の協力を得ながら、避難退域時検査チームは、避難等の対象となった住民等について、その移動先の避難所等において、汚染拡大の防止等のため、避難退域時検査を行い、基準値を超える場合には簡易除染（着替え、拭き取り等）を行うとともに要員への指導を行う。<br>また、避難退域時検査や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射線ヨウ素による被ばくのおそれがある場合には、必要に応じて甲状腺スクリーニングを行う。 | 県及び関係市町は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。 |
| （新設） | (2) 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施<br>県及び関係市町は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，原子力災害医療協力機関，原子力事業者，原子力災害拠点病院，高度被ばく医療支援センター等の支援の下，住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に，住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。 |
| (2) 原子力災害医療の実施 | (3) 原子力災害医療の実施 |

| 現　　行 | 修　　正　　案 |
| --- | --- |
| （略）<br>(3) 一般医療の実施<br>（略）<br>(4) 合同対策協議会医療班への報告<br>（略）<br>(5) その他<br>（略） | （略）<br>(4) 一般医療の実施<br>（略）<br>(5) 合同対策協議会医療班への報告<br>（略）<br>(6) その他<br>（略） |